

# < 重要事項説明書 >

## 総合事業緩和型 健康塾のご案内

( 令和 7年 4月 1日 現在 )

### 1. 仁多デイサービスセンターの概要

- ・ 施設名 総合事業緩和型 健康塾
- ・ 開設年月日 令和7年4月1日
- ・ 所在地 島根県仁多郡奥出雲町三成226
- ・ 電話番号 0854-54-2060
- ・ F A X 番号 0854-54-2061
- ・ 管理者名
- ・ 事業所定員 20名
- ・ 介護保険事業者番号 仁多デイサービスセンター  
(3271300117号)

### 2. 第一号通所事業の目的

要支援状態あるいは事業対象者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第一号通所事業を提供することを目的とします。

### 3. 運営の方針

事業所は、利用者の心身の状態や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

- 第一号通所サービス計画の立案
- 事業所と自宅間の送迎
- 健康確認及び機能訓練
- 生活相談
- 栄養改善及び口腔機能向上

### 5. 事業所の職員体制

勤務時間は8時15分から17時15分までとします。

- (1) 管理者（所長） 1人
- (2) 従事者 2人

6. 営業日とサービス提供時間

営業日は、毎週水、金曜日の2日間とします。但し、祭日、12月29日～1月3日を除きます。

サービス提供時間は、午前10時00分～午後3時00分までとします。

7. 通常の事業実施地域

- (1) 通常実施地域は奥出雲町仁多地区とします。
- (2) 通常実施地域外の事業については、管理者が決定します。

8. 事業所の設備

食堂	・・・	294.56㎡
レクリエーション室	・・・	294.56㎡
送迎車	・・・	2台

9. 介護保険証及び負担割合証の確認

ご利用の申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証及び負担割合証を確認させていただきます。また、利用期間中、毎月1回の確認をさせていただきます。

10. 苦情対応

別表1 苦情対応概要に基づいて対応します。

11. 守秘義務

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏洩しません。
- (2) 個人情報を使用した会議等の内容、経過を記録し、請求があれば開示します。

12. 緊急時における対応

第一号通所事業の利用中に起因する事故や利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族への連絡等必要な対応をします。急変時には協力医療機関(奥出雲病院)への受診対応をします

13. 非常災害対策について

消防及び災害計画に基づき管理者を設置して非常災害対策を行ないます。

- (1) 防火管理者には、管理者を充てます。

- (2) 火元責任者には、職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成します。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。  
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上  
非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時

#### 14. 利用料金

別表2に基づいて、月単位で計算します。

##### (1) 基本料金

介護保険負担割合証の割合によって自己負担分が異なります。

##### (2) その他の料金

① 食費

② キャンセル料金

<利用日前日(土日除く)の17時以降の利用中止についてはキャンセル料金が発生します>

③ その他

##### (3) 支払方法

- ・毎月中旬までに、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払いは、原則口座振替とし翌月の末日までとします。
- ・お支払いいただいたものについては領収書を発行します。

#### 15. 利用に当たっての留意事項

- ① 飲酒は、事業所提供以外は禁止します。
- ② 喫煙は、所定の場所をお願いします。
- ③ 火気の取り扱いは、禁止します。
- ④ 設備・備品の利用は、所長の許可を必要とします。
- ⑤ 金銭・貴重品の管理は、取り扱いません。
- ⑥ 通所事業利用時の医療機関の受診は、サービス時間外とします。
- ⑦ 宗教活動は、禁止します。
- ⑧ ペットの持ち込みは、禁止します。
- ⑨ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の宗教活動」は、禁止します。
- ⑩ 他利用者への迷惑行為は、禁止します。

令和 年 月 日  
総合事業緩和型 健康塾 重要事項の説明をし交付しました。

法人名 仁多福社会

住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成 2 2 6

代表者 仁多デイサービスセンター所長 印

説明者 職名 氏名 印

総合事業緩和型 健康塾 重要事項の説明を受け同意しました。

利用者氏名 印

利用者家族氏名 印